

金融審議会
第一部会 神田部会長

【論 点】 に対する意見

2005年12月7日
金融審議会 第一部会
委員 島崎 憲明

本日の金融審議会は社用により欠席いたしますが、事前に配布されました資料の[論点]につきまして、私の意見を下記のとおりまとめましたので、審議会の席上にて披露いただきたくお願い申し上げます。

尚、本意見は私個人の意見のみならず、日本経団連の意見を代表しておりますことを申し添えます。

記

財務報告に係る内部統制に関しては、企業としては非常に大きな影響を受けるものと認識しております。現在、関連する基準のあり方を企業会計審議会で検討いただいておりますが、その検討の中で、日本経団連は、

- ①試行錯誤している段階にあるアメリカでの定着を見極めるべき、
- ②企業側及び公認会計士等の双方に十分な準備期間を確保すべき、
- ③当初は任意とするなどの段階的な実施についても検討すべき、

といった意見を提出しております。したがって、

○義務化については内部統制の評価・監査の基準のみならず、現在作業中の「実施基準」も含めた全体像が明らかになった時点で、実施のスケジュールと併せて議論すべきであるかと存じます。

○有価証券報告書の経営者確認制度については、資料の(注)にある通り、任意であります。既に導入されておりますので、資料の意味するところは義務化をすることであるかと存じます。であれば、上記の財務報告に係る内部統制制度との関連性が高いことから、内部統制制度の実効性や定着度合いを踏まえ、義務化の要否も含めて検討すべきかと存じます。

以 上